

法曹有資格者による日本企業及び邦人の
支援の方策等を検討するための調査研究
(フィリピン共和国)

岡崎 友子

目次

はじめに.....	1
第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令、裁判例及び法制度の運用の実態.....	2
第1 はじめに.....	2
第2 フィリピンにおけるビジネス関連法令及び裁判例.....	2
1. 会社法.....	2
2. 小売自由化法.....	5
3. 外資規制に関する法改正状況.....	6
4. 税制改革.....	9
5. 中央銀行登録手続.....	11
6. 競争法の改正.....	11
7. 証券取引委員会手続.....	12
8. Eコマース.....	13
9. オンライン裁判制度.....	15
第3 裁判例及び法制度の運用の実態.....	16
1. 裁判例.....	16
2. 運用の実態.....	17
第2章 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方.....	21
おわりに.....	22

はじめに

平成27年度及び平成28年度に本調査研究を実施して以来、平成30年度にアップデート調査を行い、今回が二度目のアップデート調査となる。在留邦人や日本企業を取り巻く環境や制度は日々変化を続けており、数年おきにアップデート調査の機会をいただけることは大変意義深い。フィリピンでは大統領の再選が認められていないため、必ず6年毎に政権交代が起こり、そのことが制度や法運用の大きな不安定要因である旨は過去の調査報告書において繰り返し述べてきたところである。一方で、2016年以来続くドゥテルテ政権下において、同一政権下でもあっても制度や法運用の重要な変化が絶えず生じており、アップデート調査の意義が減じるものではないことは言を俟たない。今回のアップデート調査においては、前回調査（平成30年度）以降の重要な変更や影響を中心に、最新の情報にアップデートをするべく、本報告書を作成する。

第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令、裁判例及び法制度の運用の実態

第1 はじめに

本章においては、実施済の調査研究事項のうち、フィリピンにおけるビジネス関連法令、裁判例及び法制度の運用の実態について、フィリピンに進出する日系企業等に関心が高いと思われる事項を中心にアップデートを報告する。

第2 フィリピンにおけるビジネス関連法令及び裁判例

1. 会社法

2019年、フィリピン会社法を改正する共和国法第11232号¹（以下「改正会社法」という。）が施行された。改正会社法は、フィリピンにおけるビジネスのしやすさを向上させることを目的として、1980年に制定された旧会社法を39年ぶりに改正したものである。改正会社法上の株式会社に関する主な改正点は以下の通りである。

一人会社の新設²

旧会社法上、株主の最低人数を5名としており、一人会社の設立は認められていなかった。改正会社法は、かかる要件を撤廃し、自然人、信託、財団を株主とする、1人の株主で構成される一人会社（One Person Corporation、以下「OPC」という。）の設立が可能となった。改正会社法では、株主は、株式会社の全株式を取得し、OPCへの転換を申請することができる。

資本金要件の変更

旧会社法と同様、改正会社法においても、特別法で定められていない限り、株式会社の最低資本金の要件はない³。一方で、旧会社法では、

¹ Revised Corporation Code of the Philippines

改正会社法本文については以下を参照されたい。

<https://www.philembassy.no/sites/default/files/downloads/Revised%20Corporation%20Code%20of%20the%20Philippines.pdf>

² 改正会社法第3章

³ 改正会社法第12条

授權資本金の25%以上を引き受け、引き受けた資本金の25%以上を払い込むことが要件とされていた。しかし、改正会社法において当該25%の要件はいずれも撤廃された。

存続期間の変更⁴

旧会社法では、会社の存続期間の上限は50年に制限されていた。かかる制限は、改正会社法において撤廃され、基本定款において明示的に制限されない限り、永久に存続することが可能となった。

会社法改正前に設立された会社についても、存続期間に関する改正は適用され、株主総会において従前制定した存続期間を維持する旨の議決を行わない限り、永久に存続することとされる。

公益法人の新設

公益に資する企業（以下「公益法人」という。）に関する規定が新設された。以下の要件を満たす企業が公益法人に該当し、主に、上場企業、銀行等がこれにあたる。

- (a) 共和国法第8799号（証券規制法）第17条第2項の適用を受ける企業、すなわち、
- ・ 証券取引委員会に証券を登録している企業
 - ・ 取引所上場企業、又は
 - ・ 5,000万フィリピンペソ以上の資産を有し、かつ、株主が200名以上であって、各株主がそれぞれ株式100株以上を保有する企業
- (b) 銀行および準銀行、非株式貯蓄貸付組合、質屋、マネーサービス事業に従事する法人、信託及び保険会社、その他の金融仲介業者等
- (c) 上記と同様の公共の利益に関する事業を行うその他の企業で、少数株主の存在の程度、投資家に発行若しくは提供される金融商品又は証券の種類、事業運営の性質に関わる公共の利益、その他類似の要因等、独立取締役の選任を求める目的・趣旨に関連した要因を考慮した上で、証券取引委員会が決定するもの

⁴改正会社法第11条

公益法人は、コンプライアンス・オフィサー⁵を選任し⁶、取締役会構成員の20%以上を独立取締役とする⁷ことが義務付けられる。また、株主及び証券取引委員会に対して、各取締役の報酬の総額を記載した年次報告書を提出することが求められる⁸。

取締役・役員

旧会社法上、取締役の最低人数は5名とされていたが、改正会社法におけるOPCの導入に伴い、取締役の最低人数は撤廃された。なお、取締役数の上限は15人⁹のままであり、変更はない。

株式会社は、役員として、社長、財務役¹⁰及び会社秘書役¹¹を置くことが必要とされる。財務役の要件として、旧会社法上、フィリピン居住者であることは明記されていなかったが、改正会社法は、財務役はフィリピン居住者でなければならない旨を明記した¹²。

また、改正会社法は、公益法人について、社長、財務役及び会社秘書役に加えて、コンプライアンス・オフィサーを任命することを義務付けている¹³。

株主総会

改正会社法では、附属定款において、定時株主総会の開催日が定められていない場合、毎年4月15日以降の取締役会が決定した任意の日を開催することとされる¹⁴。定時株主総会の招集通知は、電子メール

⁵ コンプライアンス・オフィサーは、会社のコンプライアンスに関する役員であり、会社並びに取締役及び役員によるコーポレートガバナンス関連規範の遵守についての監視・評価等、コンプライアンス上の問題への対応等を担う。

⁶ 改正会社法第24条

⁷ 改正会社法第22条

⁸ 改正会社法第29条

⁹ 改正会社法第13条

¹⁰ 財務役は、会社の会計面について責任を負う。社長と兼任することはできない。

¹¹ 会社秘書役は、秘書役の証明書の発行、株式譲渡の株主名簿への記載、株主総会及び取締役会の招集等の任務を負う。社長と兼任することはできない。

¹² 改正会社法第24条

¹³ 改正会社法第24条

¹⁴ 改正会社法第49条

及び SEC が許可するその他の方法で株主に送付することができ、株主は遠隔通信又は不在での議決権行使が可能となった¹⁵。

2. 小売自由化法

かつて、フィリピンでは小売業に外資が参入するためには、原則として 250 万米ドル以上資本金の払い込みや 1 店舗当たり 83 万米ドル以上の投資等が要件とされ、日本企業をはじめとする外資企業にとって小売企業参入への高いハードルとなっていた。

そのため、国内外から小売業に対する外資規制の緩和を求める声が高まっており、2021 年 12 月 10 日、ドゥテルテ大統領は、2000 年小売自由化法¹⁶（共和国法第 8762 号、以下「2000 年小売自由化法」という。）を改正する共和国法第 11595 号¹⁷（以下「改正小売自由化法」という。）に署名し、同法は 2022 年 1 月 21 日に施行された。

改正小売自由化法では、外国の小売業者がフィリピンで小売業に投資し又は従事するための要件が緩和された。主な改正点は以下の通りである。

最低払込資本金の減額

改正小売自由化法は、2000 年小売自由化法において定められていた事前資格審査の κατηγοリーを撤廃し、すべての種類の外資系小売企業に対して単一の最低払込資本金を設定した。外資企業は、2000 年小売自由化法の κατηγοリー B に該当する場合には 250 万米ドル¹⁸以上の払込資本金、カテゴリー D の高級品や贅沢品の販売に従事する場合には 1 店舗あたり 25 万米ドル以上の払込資本金が必要とされていた。改正小売自由化法は、カテゴリーを撤廃¹⁹し、すべての外資系小売企業について、最低払込資本金を 2,500 万フィリピンペソとした²⁰。最低払込資本金の要件は、証券取引委員会又は貿易産業省により 3 年毎に見直しが行われ

¹⁵ 改正会社法第 49 条

¹⁶ 改正小売自由化法の本文については以下を参照されたい。

https://www.dti.gov.ph/sdm_downloads/republic-act-no-8762-retail-trade-liberalization-act/

¹⁷ <https://mirror.officialgazette.gov.ph/2021/12/10/republic-act-no-11595/>

¹⁸ 2022 年 2 月 28 日現在、1 米ドル=約 115 円、1 フィリピンペソ=2.24 円

¹⁹ 改正小売自由化法第 5 条

²⁰ 改正小売自由化法第 2 条

る²¹。

店舗毎の投資額の減額

2000年小売自由化法では1店舗あたり83万米ドルの投資が必要とされていたが、改正小売自由化法では大幅な引き下げが行われ、1店舗あたりの投資金額要件は1,000万フィリピンペソとなった²²。

事前審査要件の撤廃

2000年小売自由化法では投資委員会から事前資格証明書を取得する必要がある、純資産額が2億米ドル以上であること、小売店の運営実績（小売店またはフランチャイズを原則として世界で5店舗以上運営し、小売業において5年間の実績があること）等の要件があったが、改正小売自由化法では、上記要件及び事前資格証明書が撤廃された²³。

上場義務の撤廃

2000年小売自由化法では、外国資本が8割以上を占める小売業は、事業開始後8年以内にその資本の30%以上の株式を上場しなければならないとされていたが、改正小売自由化法においてかかる要件は撤廃された²⁴。

ローカルの事業者及び雇用の保護

改正小売自由化法では、外資小売業者に対し、フィリピンで生産された製品の在庫を保有することを奨励している²⁵。また、フィリピン労働法を遵守しフィリピン人を優先して雇用することを義務付けている²⁶。

3. 外資規制に関する法改正状況

1991年外国投資法²⁷（共和国法第7042号、以下「外国投資法」という。）に基づき、原則として、外国資本による投資は自由とし、外国投

²¹ 改正小売自由化法第3条

²² 改正小売自由化法第2条

²³ 改正小売自由化法第5条

²⁴ 改正小売自由化法第4条

²⁵ 改正小売自由化法第6条

²⁶ 改正小売自由化法第4条

²⁷ <https://boi.gov.ph/r-a-7042-foreign-investments-act-of-1991/>

資ネガティブリストが規制業種について規定している。外国投資ネガティブリストは、外国人による投資、所有が憲法及び特別法により禁止・規制されている分野について規制するリストAと、安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗の教育、中小企業保護の観点から、外国人による投資、所有を規制する分野であるリストBからなる。現時点で最新の外国投資ネガティブリストは第11次外国投資ネガティブリストであり²⁸、これは、前回の第10次外国投資ネガティブリストが公布された3年5か月後の2018年10月29日に大統領によって署名された。ネガティブリストは、通常2～3年毎に改正が行われているが、2018年に改正が行われて以降、外国投資ネガティブリストの改正は行われていない。ドゥテルテ大統領政権下における外資規制に関する改正としては、外国投資法、小売業及び公共サービスに関する法改正が目玉とされ、ドゥテルテ大統領はこれらの改正に関する法案を優先して審議し早期に成立させる姿勢を見せ²⁹、2021年末に、これらは上院及び下院の承認手続きが進められた。なお、フィリピン日本人商工会議所へのヒアリングによると、外資規制については、フィリピン日本人商工会議所が他の機関と協同し、政府と協議する場を持っているものの、個人的な関係に基づくものであり、経済連携協定に基づくものでもなく、大使館の関与もないとのことであった。

以下に、外資規制に関する法律の改正状況について概要を説明する。

(1) 外国投資法

外国投資法は、COVID-19の感染拡大の中での外国人投資家による投資の呼び込みのために改正が審議されており、ドゥテルテ大統領は、これを公共サービス法や小売業自由化法の改正案とともに優先法案としていた。外国投資法改正案は、上院及び下院でそれぞれ異なる内容の法案が審議可決されたため、両院合同委員会による調整案が作成され、2021年12月、調整案が上院³⁰及び下院³¹において承認された。今後、大統領の署名との流れとなる³²。

²⁸ 第11次外国投資ネガティブリスト：

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/10oct/20181029-EO-65-RRD.pdf>

²⁹ <https://newsinfo.inquirer.net/1447184/duterte-to-congress-prioritize-bills-on-tax-reform-retail-trade-other-flagship-programs>

³⁰ <https://newsinfo.inquirer.net/1525251/senate-ratifies-bicam-report-on-amendments-to-foreign-investment-act>

³¹ <https://thesmartmoneyreport.com/2021/12/08/congress-ratifies-bicameral-report-on-amendments-to-foreign-investments-act/>

³² 2022年2月28日現在、大統領による署名は行われていない。

調整案では、現行の外国投資法と同様に、外国人は、ネガティブリストに記載される分野を除き、国内市場企業に100%出資することができるとの考え方を基礎としつつ、輸出企業、すなわち、製造業、加工業、サービス業であって、生産高の60%以上を輸出する企業（又は貿易業者の場合はフィリピン国内で製品を購入し、その60%以上を輸出する企業）に対する外国人の出資には制限を設けないことを再確認している。

また、現行の外国投資法では、払込資本金が20万米ドル以下の中小の国内市場企業は、フィリピン国民による出資のみが認められており、かかる払込資本金の最低額は、先端技術企業や直接雇用従業員数が50名以上の場合には10万米ドルに引き下げられる。

これに対し、調整法案では、革新的スタートアップ企業法（共和国法第11337号）に基づきスタートアップ企業またはスタートアップ支援機関として承認される国内市場企業について、最低払込資本金を10万米ドルに引き下げられる。すなわち、これに該当する場合、10万米ドル以上の払込資本金があれば、外国人による投資が可能となることを認めている。また、現行の外国投資法上最低払込資本金を10万米ドルとするための要件であった直接雇用従業員数50名との基準は、調整法案においては、従業員の過半数がフィリピン人であることを条件に、15名に引き下げられた。

また、外国人を雇用し、かつ、財政的優遇措置を受けている外国企業は、フィリピン人への技術や技能の移転を確保するために、労働雇用省が監視する実地見習・技能開発プログラムを実施しなければならないこととされた。これにより、フィリピン人の更なる雇用創出やスキルアップが期待される。

（2）公益事業

フィリピンでは、憲法上の要請として「公益事業」（Public Utility）に従事する会社の運営にあたっては、フィリピン人がその会社の出資の60%を保有しなければならず³³、日本企業をはじめとする外資による公益事業への出資は40%までに制限されていた³⁴。それにもかかわらず、

³³ フィリピン 1987年憲法第12条第11項

<https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/>

³⁴ 外資規制による出資割合の判断については、最高裁判所は、完全国有化事業又は一部国有化事業への参入について、法律上フィリピン人の最低保有割合が規定されている場合、

公益事業の定義が明確ではなかったことから、広い範囲において公益事業として外資の参入が妨げられていたことから、公共サービス法を改正し、外資規制の対象となる公益事業の定義を明確化することで、外資規制の適用対象となる事業内容を限定することについて議論が行われ、ドゥテルテ大統領は公共サービス法の改正を優先法案とする姿勢を示していた。

フィリピン議会では、上院及び下院のそれぞれにおいて公共サービス法の改正法案が審議可決され、下院で承認された法案は送電、配電、水道管排水システム及び下水道管排水システムの3分野に限定³⁵する一方、上院法案では、公益事業の定義を、配電、石油・石油製品パイプラインの流通システム、水道管配水システム、下水道管配水システム、空港、海港、公共車両、有料道路、高速道路に限定しており、上院及び下院の承認した法案は内容を異にするものであった。そのため、両院合同委員会による調整が行われ、2022年2月、公益事業を、電力の送配電、水道管排水システム・下水道管排水システム、海港、石油パイプライン、公共事業用車両とし、これらを除く国内のすべての事業分野において、外国人の出資比率を事実上100%まで開放する調整案が作成され、下院で承認された³⁶。今後、大統領の署名との流れとなる³⁷。

4. 税制改革

2021年4月、包括的な税制改革プログラムの第2弾である共和国法第11534号（企業復興税優遇法（Corporate Recovery and Tax Incentives for

当該最低保有割合は、普通株式、無議決権優先株式、議決権付優先株式、その他種類の株式かを問わず、各種類の株式ごとに適用されるべきであると判断している。上記最高裁判所判決後、SECが、完全国有化事業又は一部国有化事業におけるフィリピン人保有割合の判断についてルールを明確にし、フィリピン人保有割合規制は（a）取締役選任にかかる議決権を有する株式の発行済総数、及び（b）取締役選任議決権の有無を問わずすべての株式の発行済総数の双方に及ぶとした。詳細については、平成27年度調査報告書「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態 第2 フィリピンにおけるビジネス関連の法令」を参照のこと。

³⁵ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/09/99223742e53cc6b3.html>

³⁶ <https://www.pna.gov.ph/articles/1166938>

³⁷ 2022年2月28日現在、大統領による署名は行われていない。

Enterprises Act) 以下、「CREATE 法³⁸」という。) が施行された³⁹。CREATE 法は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により打撃を受けた経済の回復や特定の投資家に対するインセンティブ措置等のために法人税の減税等を定めるものであり、経済界からは好意的な評価⁴⁰を受けている。

主な改正内容は以下の通りである。

① 法人所得税⁴¹

これまでは、課税所得に対して一律 30%の法人所得税が課されていたが、CREATE 法により、正味課税所得が 500 万フィリピンペソ以下で総資産が 1 億フィリピンペソ以下の内国法人を対象に、法人税率が 30%から 20%に引き下げられた。居住外国法人に対する法人所得税率は、30%から 25%に引き下げられた。

② 最低法人税

最低法人税は、事業開始年度より 4 年目以降、正味課税所得がマイナスの場合又は法人税額が最低法人税額を下回る場合に課され、その税率は、総所得に 2%を乗じた金額とされていたが、CREATE 法により、税率が 2%から 1%に引き下げられた⁴²。

③ 不当留保金課税

これまで、配当を行わずに利益を留保する会社に対しては、不当留保金税が課され、通常の法人税に加えて 10%の加算とされていたが、不当留保金課税は、CREATE 法により廃止された⁴³。

④ 百分率税

付加価値税の課税対象ではない者及び付加価値税登録者ではない者について、総売上又は受領額に対し、3%の百分率税が課されていたが、CREATE 法により、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの間、3%から 1%に税率の引き下げが行われることとなった⁴⁴。

³⁸ 同法は Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act の頭文字をとって CREATE 法と呼ばれる。

³⁹ 官報：<https://mirror.officialgazette.gov.ph/2021/03/26/republic-act-no-11534/>

内国歳入庁ウェブサイト：<https://www.bir.gov.ph/index.php/create.html>

⁴⁰ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/615f2b460040121a.html>

⁴¹ CREATE 法第 6 条

⁴² CREATE 法第 6 条

⁴³ CREATE 法第 8 条

⁴⁴ CREATE 法第 13 条

⑤ 優遇税制⁴⁵

新規で行う事業が戦略的投資優先計画（SIPP）に該当する場合に、優遇税制が適用されることとなった。輸出企業の場合には、4～7年間の所得税の免税措置を受けることができ、その後10年間、売上粗利に対する5%の特別法人所得税の適用、又は、追加控除を受けて一般の法人所得税率の適用となる。

5. 中央銀行登録手続

フィリピンでは、対内直接投資を行った場合、当該投資について中央銀行に登録することが必要とされる。当該登録は、投資日から1年以内に行うものとされており、かつては、未登録のまま1年間の期間を経過すると、配当等を外貨で行うにあたって外貨を銀行等から調達することができないとの問題点があった。

しかし、中央銀行回覧2019年第1030号⁴⁶によって、1年間の猶予期間が設けられるとともに、期間後の登録について罰金（遅延1年につき10,000フィリピンペソ）が設けられた。同回覧には、登録期限後の登録が認められるようになった旨の明示的な規定はないものの、上記罰金の創設により、1年間の登録期間後であっても対内直接投資の中央銀行登録が可能になったと考えられている。

6. 競争法の改正

2015年に成立した競争法（共和国法第10667号、以下「フィリピン競争法」という。）⁴⁷には、行政罰のインフレ調整を5年ごとに行い、フィリピン競争法制定時の実質的価値を維持する旨が定められており⁴⁸、2021年、Memorandum Circular No.21-001により、フィリピン競争法違反に対する課徴金額が引き上げられた。これにより、反競争的協定、優越的地位の乱用、反競争的合併及び義務的合併通知の違反に対する課徴金額が10%引き上げられ、カルテル、優越的地位の濫用、禁止された合併については、初回の違反の際の行政処分の最高額が1億フィリピンペソから1億1,000万フィリピンペソに、合併通知の遅延の場合の課徴金額

⁴⁵ CREATE 法第16条

⁴⁶ <https://www.bsp.gov.ph/Regulations/Issuances/2019/c1030.pdf>

⁴⁷ Philippine Competition Act

⁴⁸ フィリピン競争法第29条

の上限は、200万フィリピンペソから220万フィリピンペソとなるなどした。課徴金の価値をインフレ率に合わせて調整することで、フィリピン競争法による制裁が十分な抑止効果を維持することが期待されている。

なお、実際の課徴金額は、侵害の重大性と期間、違法行為から得られる利益、消費者の被害等の要素を勘案して決定され、2021年1月時点の発表によると、違反企業に対して、2016年以降、合計約1億6,250万フィリピンペソの課徴金が課されている。

7. 証券取引委員会手続

(1) 会社設立手続のオンライン化

2021年から、フィリピン国内の法人設立登記をより迅速かつ容易にするため、証券取引委員会は、新たに、会社登録申請の電子的簡易処理制度（Electronic Simplified Processing of Application for Registration of Company、以下「eSPARC」という。）を導入した⁴⁹。eSPARCは、自然人、パートナーシップ、アソシエーション又は一人会社（OPC）及び2人以上の発起人を有する内国会社の登録申請及び外国企業の営業許可証の申請を行うシステムである。

申請者は、eSPARCのシステム上に書類をアップロードして申請を行い、証券取引委員会の審査を受ける。審査結果は、3営業日以内に申請書記載の電子メールアドレスに対して通知される。その後、登録料・ライセンス料の支払いを行い、法人設立承認日から30暦日以内に、支払証明書の写しを、署名・公証済みの登録書類とともに、証券取引委員会に対して提出することとなる。証券取引委員会は、eSPARCを通じて、シームレスな会社登録処理を目指している。

(2) オンライン提出ポータル⁵⁰

2021年から、証券取引委員会に対する提出書類のオンライン化が開始された。証券取引委員会に登録する株式会社は、これまで、年次財務諸表（AFS）、一般情報シート（General Information Sheet、以下「GIS」という。）⁵¹及びその他の年次報告書を書面で提出していたが、

⁴⁹ 証券取引委員会ウェブサイト：<https://www.sec.gov.ph/opc-and-2-4-registration/>

⁵⁰ 証券取引委員会ウェブサイト：<https://www.sec.gov.ph/pr-2021/sec-set-to-open-online-portal-for-reports-submission/>

⁵¹ GISには、社名、住所、目的、資本構成、株主構成、役員構成等の提出企業の基本情報

証券取引委員会が導入したオンライン提出ツール（Online Submission Tool、以下「OST」という。）により、OST上で報告書類を提出することができるようになった。提出企業は、事前にOSTの利用登録を行う必要があり、登録後は、ハードコピーでの書類提出は不要となる。法律事務所やコンサルティング会社等も、届出者として登録することが可能である。

非株式会社については、2022年にOSTを通じたオンライン提出が義務付けられる予定である。

（3）実質的保有者の開示

2019年から、GISの書式が改訂され、GIS上で株式の実質的保有者の情報を開示することが必要とされることとなった⁵²。情報開示はさらに強化され、2021年、証券取引委員会は、実質的保有者の透明性の促進を目的として、実質的保有者透明性ガイドライン（覚書回覧2021年第1号）⁵³を発行し、これにより、名目上の取締役及び株主（以下「ノミニー」という。）⁵⁴のそれぞれに対して、ノミニーが保有する株式の実質的保有者の情報の開示が義務付けられた。開示にあたっては、証券取引所所定の書式により、実質的所有者の透明性に関する宣言書及び同意書を作成し、提出者の身分証のPDFとともに、オンラインで提出することとされる。

8. Eコマース

2014年、貿易産業省は、「Eコマース・フィリピン・ロードマップ（PECR）2016-2020」にて、EC推進のための施策を提言した。その後、2019年に、「Eコマース・フィリピン2022ロードマップ」⁵⁵が発表され、Eコマース企業数は2020年に50万社、その後2021年に75万社、2022年には100万社との増加、Eコマース対GDP比は、2020年は3.4%、2021

が記載される。

⁵² 証券取引委員会ウェブサイト：<https://www.sec.gov.ph/mc-2019/mc-no-15-s-2019-amendment-of-sec-memorandum-circular-no-17-series-of-2018-on-the-revision-of-the-general-information-sheet-gis-to-include-beneficial-ownership-information-2019-revisio/>

⁵³ 証券取引委員会ウェブサイト：<https://www.sec.gov.ph/mc-2021/mc-no-01-s-2021/>

⁵⁴ 例えば、フィリピン会社法上要請される取締役の1株保有の要件を満たすために名義上形式的に株主となっている者等を指す。

⁵⁵ [eCommerce Philippines Roadmap 2022 \(dti.gov.ph\)](https://www.dti.gov.ph/eCommerce-Philippines-Roadmap-2022)

年4.3%、2022年は5.5%、金額にして2020年は75億米ドル、2021年は110億米ドル、2022年は160億米ドルが目標値として示され、Eコマースの拡大が期待されている。

かつて、フィリピンにおいては、小売業は、外国投資ネガティブリスト⁵⁶に掲載され、外国企業がフィリピンにおいて小売業を営むためには250万米ドル払込資本金や、世界で5件以上の小売店舗又はフランチャイズの展開（うち1店の資本金は2,500万米ドル以上）、小売業における5年以上の実績等の要件があるため、日本企業による小売業への進出は現実的には非常に困難であると考えられていた。しかし、前記のとおり、改正小売自由化法が2022年1月21日に施行され、最低払込資本金が2,500万フィリピンペソに減額される等、外資規制の大幅な緩和が行われた。改正小売自由化法が、フィリピンにおけるEコマースの更なる拡大の後押しとなるであろうと考えられる。

なお、Eコマースに対する小売業該当性については、フィリピンの小売業者がEコマースを行うに際して定款を変更する必要性の有無に関して照会を行った、フィリピン証券取引所の意見⁵⁷が参考となる。これは、当該小売事業者が、定款上目的事項として小売業を規定しているものの、Eコマースについては規定していなかったため、Eコマースを行うに際して定款を変更する必要があるかを照会したものである。

フィリピン証券取引所は、当該小売事業者が、定款に基づき小売業に従事していること、小売自由化法において「小売業」とは、消費用の商品又は物品を一般消費者に対して直接販売することを習慣的に行う行為、職業又は業務をいい、法は小売業を物理的店舗かオンライン店舗かによって区別していないことから、当該小売業者によるEコマースでの販売行為は、小売サービスを提供するための新しい方法であるに過ぎず、小売業に従事する企業の権限に必要であり又は付随するものと考えの方が適切であろうとして、当該小売事業者による定款変更は不要であると判断した。

⁵⁶ 本稿執筆時点で有効な外国投資ネガティブリストは、以下の第11次ネガティブリストである。<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/10oct/20181029-EO-65-RRD.pdf>

⁵⁷ フィリピン証券取引所オピニオン2019年第35号：
<file:///C:/Users/TomokoOkazaki/Downloads/2019OpinionNo19-35.pdf>

9. オンライン裁判制度

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限を踏まえ、最高裁判所は、2020年、ビデオ会議の実施に関するガイドラインに関するメモランダム（以下「裁判所ビデオ会議ガイドライン」という。）⁵⁸、アドミニストレーション・サーキュラー2020年第41号⁵⁹及び民事訴訟規則を制定し、オンラインでの裁判手続を整備した。また、オンラインでの訴訟手続きは、2020年5月に施行された民事訴訟規則においてもカバーされている。

裁判所ビデオ会議ガイドラインは、法廷での審理の代替手段としてのビデオ会議による審理について定める。ここでいうビデオ会議とは、法廷での審理及び手続（証言を含む。）を、ビデオ会議技術を用いて行うこと、すなわち、映像・音声・データ伝送装置を用いて、物理的に異なる場所にいる参加者が、お互いに見聞きして同時にコミュニケーションを図ることと定義され、いずれの参加者も法廷に物理的に出席しない完全な遠隔操作による場合と、一部の参加者が法廷に物理的に出席し、他の参加者が遠隔地から参加する部分的な遠隔操作による場合がある。裁判所ビデオ会議ガイドラインは、ビデオ会議の実施が公正、迅速かつ効率的な司法行政に有益であると裁判所が認める場合、いかなる段階においても、すべての訴訟及び手続（少額訴訟を含む。）に適用される。例えば、天災、人為的事象（ストライキ、ロックダウン、裁判所への物理的アクセス制限等）、裁判所・職員の安全が脅かされる場合、政府機関が公式に宣言した緊急事態期間、訴訟関係者の出廷に関する安全上のリスク、本人の生命、安全に対する現実的かつ明白な危険、深刻な健康上の懸念、年齢、身体的条件、障害による証人の脆弱性又は性犯罪若しくは家庭内暴力の被害者であること等により、物理的な出廷が不可能又は困難である場合や、留置施設の収容者や国外労働者である場合、裁判所がビデオ会議利用を正当であると判断するやむを得ない理由がある場合等にビデオ会議を活用することが想定される。

訴状や答弁書の提出も、電子的な方法によって行うことが認められる。民事事件、刑事事件のいずれにおいても、刑事告訴状、告発状、保釈申

⁵⁸ Administrative Memorandum No. 20-12-01-SC: <https://sc.judiciary.gov.ph/16099/>

⁵⁹ Administrative Circular No. 41-2020: <https://sc.judiciary.gov.ph/11529/>

請書などの開始嘆願書は、すべての必要書類とともに、手書きまたは電子的に提出することができ、電子的に提出された場合には、最高裁判所のウェブサイト掲載の各裁判所の電子メールアドレスを通じて各裁判所が受理するものとされる。また、係争中の事件の弁論その他の裁判所への提出物についても、事件が係属する支部の公式の電子メールアドレスまたは裁判所書記官室に電子的に提出することができる。

ビデオ会議は、所定の場合には裁判所が開催を命じることもできる。当事者又は訴訟代理人がビデオ会議の開催を希望する場合、期日の10日前までに裁判所に対して申立てを行い、同裁判所が相手方当事者に対して申立書の写しを送付することとされる。相手方当事者は、ビデオ会議の申立書を受領後5日以内に、申立書に対するコメント又は反対の意見を提出することとされる。裁判所は、相手方当事者がコメント又は反対意見を示したかにかかわらず、期日予定日の5日前までに、ビデオ会議開催の申し立てに関する事由の有無を判断することとなる。

ビデオ会議を活用する場合、裁判所は、ビデオ会議中に、公開法廷で行われた場合と同様の命令を出すこととされ、これは、期間及び救済手段において、公開法廷で行われたものと同様の効果を有する。

第3 裁判例及び法制度の運用の実態

1. 裁判例

フィリピン建設業者許可委員会（Philippine Contractors Accreditation Board、以下「PCAB」という。）対マニラ・ウォーター社事件（G.R. No. 217590, March 10, 2020）⁶⁰

フィリピンでは、建設業に従事するには、PCABから許可を取得することが必要であるところ、共和国法第4566号（以下「建設業者ライセンス法」という。）の施行規則である、フィリピン建設業者許可認定改正規則⁶¹（以下「建設業者規則」という。）により、通常許可（Regular License）⁶²の取得申請は、企業の場合にはフィリピン資本

⁶⁰ 最高裁判所ウェブサイト：<https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/1/66190>

⁶¹ Rules and Regulations Governing Licensing of Constructors in the Philippines:
<https://ciap.dti.gov.ph/sites/default/files/Rules%20and%20Regulation%20Governing%20Licensing%20of%20Constructos.pdf>

⁶² 建設業のライセンスには通常許可と特別許可の二種類がある。通常許可は、許可された

60%以上の企業に限定されている。

本件は、最高裁判所が、建設業者規則による建設会社に対する外資規制を無効とした事案である。

本件は、PCAB が、マニラ・ウォーター社が提出した建設業者認定申請を却下したことに端を発している。PCAB による申請却下は、建設業者規則上のフィリピン資本 60%以上との要件に基づいて行われた。マニラ・ウォーター社は、PCAB の決定を不服とし、PCAB の根拠とする建設業者規則の条項は、憲法で議会にのみ与えられた権限である外国規制を課すものであり違憲であって、また、建設業者ライセンス法に規定されない制限を加えるものであると主張して、地方裁判所に救済を求め提訴した。これに対し、地方裁判所はマニラ・ウォーター社を支持する判決を下しており、PCAB が、再考を求め最高裁判所に上訴したものである。

最高裁判所は、2020年5月10日、PCAB の根拠とする建設業者規則の条項は、憲法で議会にのみ与えられた権限である外国規制を課すものである等との地方裁判所の判断を支持し、建設業者規則のうち、通常許可について外資規制を定める部分について無効とした⁶³。

2. 運用の実態

(1) ABS-CBN 社の放送事業者免許更新申請の却下

ロペス財閥が保有する地上波テレビ放送を中心とする放送事業者である ABS-CBN は、最大手の民間放送事業者であったが、フィリピン議会において放送事業者免許の更新が有効期間中に行われず、放送事業者免許が失効し、地上波テレビ放送を運営する権利を失った。ABS-CBN は、2016年に実施された大統領選挙において、ドゥテルテ大統領

分野及び範囲において建設業に従事することを許可する年次更新のライセンスであり、建設業者規則により通常許可の申請要件の一つとしてフィリピン資本が 60%であることが課せられていた。特別許可は、特定の事業やプロジェクトのみを対象としてジョイントベンチャー、コンソーシアム、外国人建設業者、プロジェクト所有者に発行されるライセンスである。

⁶³ 2022年2月28日現在、最高裁判所判決を受けた建設業者規則の改正は行われていない。

にとって不利となる偏った報道⁶⁴を行ったことについてドゥテルテ大統領等から批判を受けており、ドゥテルテ大統領は議会における放送事業者免許の更新に反対していた。放送事業者免許の更新にあたっての公聴会でも、このことが問題視されており⁶⁵、議会による放送事業者免許の更新拒否は、ドゥテルテ大統領が ABS-CBN に放送停止を求める圧力をかけた結果であり、国の民主主義と報道の自由に対する直接的な攻撃であるとの批判がなされている。

一方で、フィリピン政府が運営する国営フィリピン通信社⁶⁶の報道によると、本件を実質的に審議していた議会内の委員会は、放送事業者免許の更新拒否の理由として、ABS-CBN のトップであるロペス会長の二重国籍の問題⁶⁷、フィリピン預託証券を利用した外資の導入⁶⁸、国家電気通信委員会（National Telecommunications Commission、以下「通信委員会」という。）から許可を得ていない有料視聴サービス（Pay-per-View）の提供⁶⁹、非正規従業員に対する正規化の忌避⁷⁰、租

⁶⁴ ABS-CBN は、2020 年、ドゥテルテ大統領に対して謝罪するに至っている。

<https://newsinfo.inquirer.net/1232980/abs-cbn-apologizes-to-duterte-for-2016-election-ad-mess>

⁶⁵ <https://news.abs-cbn.com/news/02/24/20/go-questions-airing-of-anti-duterte-ad-in-abs-cbn-franchise-hearing>

⁶⁶ Philippine News Agency、PNA

⁶⁷ 通信委員会は、ロペス会長は出生時には単独の米国籍であり、ABS-CBN の会長兼 CEO に就任した 1993 年時点にも米国籍のみであったとし、マスメディアが 100% フィリピン人により所有されることを規定した憲法に違反する疑いや、フィリピン国籍を「確認」する手続（recognition）を出生から約 50 年経過した 2001 年まで実施していない点を問題視した。一方で、司法省は、ロペス会長出生当時の規定により（両親がフィリピン国籍であれば自動的にフィリピン国籍となり、他国の国籍保持やパスポート使用に影響されない）、ロペス会長は出生時点でフィリピン国籍であったと述べた。この点について、委員会は、ロペス会長出生時に両親がフィリピン国籍であった確実な証拠は無いと述べている。

⁶⁸ フィリピン預託証券を利用した外資の導入については、ABS-CBN のライバル放送局である GMA も行っているが、少なくとも公に問題視されることは無かった。

<https://www.gmanetwork.com/entertainment/showbiznews/news/64705/gma-network-statement-on-the-pdr-issue/story>

⁶⁹ 通信委員会の規定には Pay-per-View に関する規定は無く、明確に許可も禁止もされていない。また、議会が付与する放送免許法には、営利目的で放送事業を運営すること及びそのためにあらゆる新たな技術を用いることを許可する旨が規定されており、地上波デジタル放送において利用可能なアクセス制御システムを用いた営利目的の有料放送も可能と解釈されている。

⁷⁰ 非正規従業員の正規化（Regularization）はドゥテルテ政権下において主要な政治的課題

税の回避を挙げており、報道内容や政治的関与については理由として挙げていない。

(2) ジャーナリストの迫害及びマリア・レッサのノーベル平和賞の受賞

フィリピンでは、かつて20年以上続いたマルコス政権がエドサ革命により打倒された後の民主的な政権下においても、権力に対して批判的なジャーナリストが何者かによって殺害される事案が相次いでいる。真相は明らかにされていないものの、一例として、報道によると、ドゥテルテ大統領の就任期間中に22人のジャーナリストが殺害されたとされている⁷¹。これは、強権的と評価されるドゥテルテ政権下に特異な事象ではなく、例えば2010年に就任したニノイ・アキノ大統領（エドサ革命により大統領に就任したコラソン・アキノ元大統領の息子）政権下においても、任期途中の2014年5月時点で27人のジャーナリストが殺害されたといわれている⁷²。

フィリピンでは、ジャーナリストはそのような厳しい環境下におかれているところ、度重なる逮捕にも屈せず強権的な政府に対する批判的な報道を続けた **Rappler** の主催者であるマリア・レッサ⁷³が、民主主義と恒久的平和の礎である表現の自由を守るための尽力を理由として、2021年のノーベル平和賞を受賞した⁷⁴。フィリピン政府による渡航禁止措置によりノーベル平和賞授賞式への出席が危ぶまれていたが、フィリピン控訴裁判所により、ノーベル平和賞受賞のためのノルウェーへの渡航を認める判決が授賞式の直前に下され、マリア・レッサは授賞式への出席を果たした⁷⁵。マリア・レッサの受賞及び授賞式への出席は、厳しい環境下で活動を続けるフィリピンのジャーナリストや人権活動家らを大いに勇気付けた。この点、ドゥテルテ政権が本気で渡航を妨害する意思があれば、例えば利用する航空機の離陸の妨害や、

であった。一方で、特定の条件下において非正規雇用は認められており、また、通常、放送事業者免許には雇用の形態に関する規定は含まれない。

⁷¹ <https://www.newsweek.com/rodrigo-duterte-philippines-journalist-killed-jesus-malabanan-1657778>

⁷² <https://www.ifj.org/media-centre/news/detail/category/press-releases/article/philippine-journalist-becomes-27th-killed-under-president-aquino.html>

⁷³ <https://www.bbc.com/news/world-asia-47742641>

⁷⁴ <https://www.nobelprize.org/prizes/peace/2021/ressa/facts/>

⁷⁵ <https://www.washingtonpost.com/world/2021/12/03/ressa-nobel-peace-prize-ceremony/>

再度の逮捕拘束により可能であったとも思われるところ、上記判決は国際世論への配慮があったものと推察される。

第2章 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方

外弁規制の状況等日本の法曹有資格者の活動環境

従前の報告書の通り、フィリピンでは **practice of law** を行うことができるのはフィリピン人のみとされる。外国人は、フィリピン法に関するものか外国法に関するものかを問わず、フィリピンにおいて弁護士活動を行うことができず、フィリピンにおける日本の弁護士の活動環境は制限的である。

そのような環境の中で、フィリピン統一弁護士会において、日本の弁護士をはじめとする外国人弁護士に対し、一定の範囲での活動を認める外国法コンサルタント規則⁷⁶の検討が進められ、2017年3月、最高裁判所に対して規則案が提出された。しかし、外国法コンサルタント規則案が作成された当時では、外国法弁護士によるフィリピンでの活動の機会拡大が期待されていたが、現状において外国法コンサルタント規則案の進展はない。そのため、フィリピンにおける日本の弁護士の活動環境は、従前の状況と変わらず制限的なものにとどまっている。

また、これまでは、フィリピンで活動する日本の弁護士は、現地弁護士と連携するなどしてセミナー等を実施し、現地の日系企業に対する情報提供を行ってきた。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による外出制限や行動制限の影響を受けて、従来型のセミナーは実施できないこととなった。かかる状況を受け、フィリピン日本人商工会議所によると、会員に対するセミナーをオンラインでの実施に切り替えており、日本の法曹有資格者による商工会議所等を通じたセミナーもオンラインでの対応となった。これにより、より頻繁にセミナーを開催することも可能となり、また、遠方からの参加も可能となった。今後もオンラインでのセミナー等を実施した日本の弁護士による活動が予想される。

⁷⁶ “Rules on Limited Licensing or Admission of Foreign Legal Consultants and Foreign Legal Consultancy Firms”。外国法コンサルタント規則については、平成28年度調査報告書「第3章 法律問題への対応策の実践に当たり、日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びニーズのボリューム、第2 当地の外弁規制」を参照のこと。

おわりに

本報告書執筆時（2022年2月）、ドゥテルテ大統領の任期終了（2022年6月末）に伴う大統領選挙が本格化している。出馬が噂されていたダバオ市のサラ・ドゥテルテ市長（ドゥテルテ大統領の娘）は出馬せず、マルコス前上院議員（フェルディナンド・マルコス元大統領の息子）やロブレド副大統領らが有力候補とされているが、前回大統領選挙において、ドゥテルテ大統領は必ずしも本命候補ではなかったことから、選挙の行方は予想し難く、また、誰が当選した場合であっても、再び大きな変化をもたらされることは確実である。政権交代前であっても、本報告書で述べた通り、日本企業が50%超の出資により会社を所有することが可能となる事業分野が拡大される方向での制度改正が進むなど大きな変化が起きており、制度や法運用の変化を注視すべき状況が続くと考えられる。また、外資規制の緩和は、中国をはじめとする競合する他国の機会拡大を同時に意味することから、当該事業分野における他国企業の動向も併せて注視する必要がある。今回のアップデート調査は、このようなダイナミックな変化、さらには本年7月の政権交代を控えた現政権の6年間における変化を取りまとめる意味でも、大変に有意義であったと考えている。

最後に、現政権末期の時機を捉え本件調査の機会を与えていただいたことに深く感謝申し上げますとともに、本件調査結果が在留邦人や日本企業をはじめとする関係者に活用され、日比関係の発展に貢献することを期待する次第である。

以上